

北海道水産業・漁村振興推進計画について

水産業・漁村をめぐる情勢

- 生産の低迷や漁業就業者の減少・高齢化により安定的な発展が危ぶまれる状況
- 水産業・漁村が持つ多様な役割への期待が高まっている
- 国民への水産物の安定的な供給にむけた水産基本法の制定や水産基本計画の策定など国の水産政策の転換

条例の制定

北海道水産業・漁村振興条例(H14. 3)

基本理念

基本理念の実現に向けた道が講ずる基本的な施策

北海道水産業・漁村振興推進計画

【第2条】

- ・ 安全かつ良質な水産物の供給
- ・ 地域を支える活力ある産業としての水産業の発展
- ・ 多様な機能を発揮する漁村の発展

【第8～20条】

- ・ 水産資源の持続的利用や積極的な増大
- ・ 担い手育成及び確保並びに健全な経営の確立
- ・ 海の環境を守り育む水産業の展開
- ・ 水産物の流通加工体制の構築
- ・ 快適で活力ある漁村地域の創出
- ・ 水産業と漁村の発展を支える取組の展開

【第7条】

- ・ 水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定

計画の策定

北海道水産業・漁村振興推進計画

- ・ H15. 3に第1期の北海道水産業・漁村振興推進計画（計画期間：H15～19）を策定10年程度の展望のもと、5カ年毎に見直し
- ・ 令和4年度は、第4期推進計画（計画期間：H30～34）の最終年度であることから、今後、1年間掛けて、次期推進計画の策定作業を進める
- ・ 策定にあたっては、環境変化や社会情勢の変化など、本道水産業・漁村をめぐる情勢の変化や、国の水産基本計画などとの整合も勘案し、検討を進める